

特例対象被保険者等に係る申告書

年 月 日

嘉麻市長

納税義務者(世帯主)

住 所

氏 名

電話番号

嘉麻市国民健康保険税条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり特例対象被保険者等に係る申告書を提出します。

なお、必要があるときは、私(世帯主)及び同世帯に属する下記の者の雇用保険受給状況等につき、嘉麻市が公共職業安定所へ調査、報告を求めることに同意します。

係特例対象申告被保険者理由に	非自発的離職による失業			
	この申告の原因となった離職者(失業者)			
	氏 名	生年月日	離職した会社名	離職の時期
		年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
添付書類	1 雇用保険受給資格者証の写し(第1面) 「離職理由」欄により判別する 2 その他( )			

備考 就職等により国民健康保険の資格を喪失された場合は、嘉麻市役所へ14日以内に届出なければなりません。

《受付する職員の方は必ず確認して下さい!》

- ・雇用保険受給資格者証の離職年月日が平成21年3月31日以降である。
- ・雇用保険受給資格者証の離職年月日時点で65歳未満である。
- ・雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄のコード番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかである。
- ・雇用保険特例受給資格者証(右上に特)及び雇用保険高年齢受給資格者証(右上に高)は軽減の対象となりません。
- ・対象者の所得金額によっては、税額が変更とならない場合があります。

非自発的失業軽減 聞き取り欄	
月次処理(翌月に金額計算)	
即時処理(近日中に金額計算)	
担当者印	
※聞き取りの結果、お客様が希望されたいずれかに○を記載して下さい。	

→以上を確認後、雇用保険受給資格者証のコピーを添付し税務課市民税係まで送達下さい。